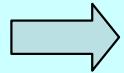


○昨年10月以降、多数の水力発電に関する不適切事案が判明したことを受け、河川局に再発防止策検討会議(座長:河川局次長)を設置し、早急に取り組むべき再発防止策をとりまとめ。

〔<不適切事案の発生原因>〕

- ・法令遵守意識が不十分。
- ・河川法の法手続及び報告データの重要性の認識が不十分。
- ・法手続・報告データに関するチェック体制が不十分。
- ・河川管理者への事前協議や確認が不足。

①電力会社に対し、以下に沿って具体的に再発防止策を構築し、その内容、実施状況、及び結果を国土交通省に報告するよう命じる。(監督処分)



②上記電力会社の再発防止策の取組を徹底させるため、国土交通省においても、河川法令遵守の指導強化や検査・監督の強化を実施。

【再発防止策の概要】

●電力会社に取組を命じる再発防止策

1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

○組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を構築・報告(1箇月以内)

○前年度の当該確認体制の実効性を報告(平成20年度以降、毎年度)

2 河川法令の遵守意識の徹底

○研修、社内規定の整備等、河川法令遵守の徹底のための対策の実施

○平成19年度の取組の実施計画を策定・報告(1箇月以内)

○前年度の実施状況と当該年度の実施計画を報告(平成20年度以降、毎年度)

3 河川法令手続に係る事前相談の徹底

- 不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通を確保するため、事前相談を徹底
- 工事計画、工事実績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国交省に報告
(平成19年度以降、毎年度)

4 定期的な自己点検

次につき、外部専門家を含めた体制により自己点検の上、国交省に定期的に報告

- ・再発防止策が適切に実施されているか否かについての効果測定(5年毎(初回平成24年))
(上記1～3の毎年度の取組の他、包括的点検を実施。)
- ・自社の施設の安全性及びその安全性を確保する体制の適正性(別途の指示に従う)

●上記電力会社の取組を徹底させるための取組

電力会社の再発防止策への取組にあわせ、国土交通省においても、以下に取り組む。

- ・適正な水利使用等、河川法令の遵守のための指導強化
あわせて、基本的な事例集等参考となる情報の提供
- ・検査・監督の強化のため、いわゆる抜き打ち的に行う不定期検査の実施
- ・取水量等のデータ報告の厳格化(今後の報告は、河川法78条に基づくものとする)
- ・報告内容等の精査を通じた再発防止策のフォローアップ